

理事会・経営委員会規定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 buildingSMART Japan（以下「当法人」という。）の理事会の運営、および理事会の拡大機関として設置される経営委員会の運営について定める。

(構成)

第 2 条 理事会は、理事を以って構成する。なお、監事の出席を妨げない。

2. 経営委員会は理事会構成員および理事会の承認した委員で構成する。なお、監事の出席を妨げない。

(権限)

第 3 条 理事会は、当法人の定款第 2 2 条に定める以下の事項について決定するとともに、その執行を監督する。

- 一 当法人の業務の執行
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事の選任および解任

2. 経営委員会は、以下の次項を検討し、実行する。

- 一 当法人の運営方針
- 二 当法人の事業方針
- 三 当法人の予算案

ただし、当法人の予算案については、社員総会の承認を経てから実行に移すものとする。事業の執行結果および予算執行結果については社員総会に報告するものとする。

(招集権者及び議長)

第 4 条 理事会または経営委員会は、代表理事が招集し議長となる。代表理事に事故あるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わり招集する。

(招集通知)

第 5 条 理事会を招集するには、開催日の 3 日前までに各理事及び監事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 経営委員会の招集も前項に準じるものとする。

(定足数及び決議方法)

第 6 条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数を以って行う。

2. 経営委員会の決議は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数かつ出席委員の過半数を以って行う。
3. やむを得ぬ事情により会議に直接参加できない理事は、遠隔地からの電磁的な方法 (Skype など) による音声を含む映像の参加をすることができる。
4. 理事会および経営委員会の決議事項について特別の利害関係を有する理事は、その事項について議決権を行使することができない。

(監事の出席)

第 7 条 監事は、理事会または経営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(決議・報告事項)

第 8 条 経営委員会で決議または報告すべき事項は、次の各項に定める事項とする。

1. 社員総会に関する事項
招集日時、会場
理事、監事の承認
予算執行結果
業務執行報告
予算案
業務方針案
2. 年度の事業計画
3. 月次の予算執行状況、決算報告
4. 各委員会の大きな動き、変更
5. 新事業計画
6. 特別なイベントの大枠検討 (国際会議、セミナーなど)
7. 新しい委員会設置、組織変更
8. 新理事、顧問、専門技術顧問の候補検討
9. 会員の入退会承認 (メールによる承認を含む)
10. 諸規定の制定、改廃
11. その他

(議事録)

第 9 条 理事会または経営委員会の議事内容及びその審議結果は議事録に記載し、遅くとも次の理事会または経営委員会までに報告をして、その出席者の過半数の承認を得なければならない。

2. 第3条第1項に関する理事会の議事録または重要事項に係る経営委員会の議事録は、出席理事および監事の印を押した書面を作成するものとする。この場合、書面は事務局に保管するものとする。
3. 議事録は、原則、当法人のサーバー内の所定のフォルダーに保存するものとする。

(付則)

1. この規程は、平成30年1月1日から施行する。(平成29年12月12日経営委員会決)

以上